

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史																								
件名	東大和市職員の昇給に関する基準の一部改正について																										
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項																						
関係事項	条例規則	東大和市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則																									
	部課機関																										
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 人事評価制度の見直しに伴い、昇給数や成績区分の出現割合を変更するため、基準の一部を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>①成績区分に基づく昇給数の変更 【変更後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成績区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>標準</th> <th>下位</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> </tr> </tbody> </table> <p>②成績区分の出現割合の変更 【変更後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成績区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>標準</th> <th>下位及び最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出現割合</td> <td>5% 程度</td> <td>15% 程度</td> <td>60% 程度</td> <td>20% 程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行日 令和8年3月10日</p>						成績区分	最上位	上位	標準	下位	最下位	号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	成績区分	最上位	上位	標準	下位及び最下位	出現割合	5% 程度	15% 程度	60% 程度	20% 程度
成績区分	最上位	上位	標準	下位	最下位																						
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給																						
成績区分	最上位	上位	標準	下位及び最下位																							
出現割合	5% 程度	15% 程度	60% 程度	20% 程度																							
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和6年11月26日 職員組合と妥結</p>																											
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>改正後の東大和市職員の昇給に関する基準の規定は、令和7年度の人事評価の成績区分に基づく令和8年度の昇給から適用する。</p>																											
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>																											
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>																											